第１号様式　　主要事業の進行状況報告書　　平成 20 年９月 30 日

５６	福祉保健局	生活安定に向けた低所得者への支援

事業概要

本事業は、区市町村に一定所得以下の方の生活相談等を行う窓口を整備し、来所する方の様々な生活相談に応じ、就業支援窓口やその他関係施策の紹介を行うなど、きめ細かな支援を行うことにより、生活の安定の確保を図ることを目的とした事業である。

【対象者要件】

(1)世帯の生計中心者である (2)単身は課税所得が年額 50 万円以下、扶養者有は課税所得が年額 60 万円以下 (3)預貯金等資産の保有額が 600 万円以下 (4)土地・建物を所有していない (5)都内在住１年以上 (6)生活保護受給世帯でない

【事業内容】

１　生活安定応援事業

（１）生活安定応援窓口の設置

都内全区市町村に相談窓口を設置し、相談員を配置する。

（２）相談員の業務

対象者要件の確認、事業全体の説明、各種就職に向けた訓練・講座の紹介（就職チャレンジ支援事業（産業労働局）、職業訓練・就職のための講座等）、関係施策の紹介等を行う。

２　生活サポート特別貸付事業（講座により個別の貸付条件有）

（１）生活資金無利子貸付金

各種就職に向けた訓練・講座の受講期間中の生活資金を、６０万円を限度に無利子で貸付ける。

（２）就職等一時金無利子貸付金

各種就職に向けた訓練・講座を修了し、就職が内定した者に対し、転居資金、就職支度資金、技能習得資金を５０万円を限度に無利子で貸付ける。

３　チャレンジ支援貸付事業

上記の対象者要件を満たしており、中学３年生、高校３年生を養育する者を支援する。

（１）学習塾等受講料貸付金

貸付限度額　中学３年生　１５万円
　　高校３年生　２０万円

（２）大学等受験料貸付金

貸付限度額　高校３年生　３万５千円（１校）×３校まで

これまでの経過

○生活安定応援窓口開設状況

平成２０年　８月　　４０区市町で開設
　　９月　　２市町で開設
　　１０月　　２０市町村で開設予定

現在の進行状況

○貸付金利用状況（９月 26 日現在）

（１）生活サポート特別貸付（８月開始）

貸付件数　５件

（２）チャレンジ支援貸付（９月開始）

貸付件数　10 月決定予定

今後の見通し	○より一層の事業周知を図るため、継続的に広報を実施していく。		
問い合わせ先	福祉保健局生活福祉部生活支援課生活援助係	電話	03-5320-4072